

福井大学教職員組合規約

1955年 7月12日制定
1956年 6月 9日改正
1963年 6月 8日改正
1964年 5月16日改正
1968年 6月29日改正
1969年 6月21日改正
1970年 9月26日改正
1973年 2月26日改正
1974年 6月14日改正
1978年11月25日改正
1980年 5月14日改正
1985年12月 3日改正
1997年11月14日改正
1998年11月27日改正
2004年 3月17日改正
2008年 6月12日改正
2012年10月25日改正

第一章 総則

(名称)

第1条 この組合は福井大学教職員組合（以下「組合」という）という。

(目的)

第2条 組合は、組合員の団結及び相互扶助により、労働条件を維持改善することを主たる目的とし、あわせて組合員の経済的、社会的地位の向上及び教育・研究の民主的な発展を期することを目的とする。

(事業)

第3条 組合は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 一 組合員の賃金、労働時間その他労働条件の改善に関すること。
- 二 組合員の共済及び福利厚生を増進に関すること。
- 三 学問・思想の自由、教育・研究の発展及び大学の民主的運営に関すること。
- 四 働く者の立場からの地域住民・地域社会への貢献に関すること。
- 五 その他組合の目的達成に必要なこと。

(事務所)

第4条 組合は、事務所を福井市文京3-9-1国立大学法人福井大学文京キャンパス内

におく。

(支部)

第5条 組合に支部をおく。

- 2 支部の設置は、別に定める「福井大学教職員組合支部設置規程」による。
- 3 各支部は、この規約の範囲内でそれぞれの支部規則その他必要な細則を定めることができる。

第二章 組合員

(組合員)

第6条 組合は、福井大学職員、福井大学を解雇されて係争中である元職員及び他企業より派遣されて福井大学で働く労働者であつて、自ら組合に加入することを選び、この規約に従う者をもって組織する。

- 2 前項にかかわらず、労働組合法第2条第一号の定める「使用者の利益を代表する者」は組合員資格を持たない。

(加入)

第7条 組合に加入しようとする者は、加入申込書を執行委員会に提出してその承認を受けたときに組合員たる資格を取得する。

(組合員の権利及び義務)

第8条 組合員は、組合のすべての活動に参加する権利及び均等の取扱いを受ける権利を有する。

- 2 組合員は、以下の権利を有する。
 - 一 大会代議員、中央委員会委員及び役員を選挙し、またこれらについて選挙され就任すること。
 - 二 大会、中央委員会、執行委員会その他組合の機関に自由に意見を申し出ること。
 - 三 会計書類を閲覧し、会計監査の公表を求めること。
 - 四 組合の管理する施設・備品を利用し、組合の主催する各種の催し物に参加すること。
 - 五 教職員共済の共済事業に参加・加入すること。
 - 六 組合活動によって不利益を受けたときは、救援を受けること。
 - 七 いかなる場合においても、人種、信条、性別、門地又は身分によってその資格を奪われないこと。
- 3 組合員は、以下の義務を有する。
 - 一 この規約や規程を遵守し、大会、中央委員会及び執行委員会の決定に従うこと。
 - 二 第39条に定める組合費その他の費用を納入すること。

(資格の喪失)

第9条 組合員は、次の各号の一に該当するときは組合員としての資格を失う。

- 一 退職したとき。

- 二 死亡したとき。
- 三 脱退したとき又は大会の議決により除名されたとき。

(脱退)

第10条 組合を脱退しようとする者は、その理由を明示した脱退届を執行委員会に提出し、承認を受けなければならない。

(制裁)

第11条 組合員は、次の各号の一に該当するときは、制裁を受けることがある。

- 一 組合規約又は大会及び中央委員会が議決した事項に従わないとき。
- 二 組合の統制を乱したとき。
- 三 故意に組合に損害を与え、組合の名誉を傷つけたとき。
- 四 正当の理由なく組合費を3か月以上滞納したとき。
- 五 正当の理由なく組合員としての義務を怠ったとき。

(制裁の種類)

第12条 制裁は情状により次の三種のいずれかとする。

- 一 戒告 始末書を提出させ、反省させる。
- 二 権利停止 一定期間中組合員としての権利を停止する。また役職についている場合はその任を解く。
- 三 除名 除名処分が決定した日から組合員としての資格を剥奪する。

(制裁の手続)

第13条 制裁の請求が組合員の提訴又は機関の提起によりなされたときは、執行委員会は
その都度、大会又は中央委員会の議を経て調査委員会を設ける。

- 2 前項の調査委員会の委員は、議を行った機関の構成員から選出される。
- 3 調査委員会は、确实公正な調査を行い、制裁の可否及び種類につき審議し、執行委員長に報告しなければならない。
- 4 戒告は、執行委員長が中央委員会の議を経て行う。
- 5 権利停止及び除名に関する決定は、執行委員長が調査委員会の答申を大会に提出し、大会の議決をもって行われる。
- 6 制裁の決定を受けた者はその決定に不服があるときには、権利停止及び除名の場合は大会、戒告の場合は中央委員会に、それぞれ異議申し立てをすることができる。大会又は中央委員会は第1～3項の規定に準じて再審して決定する。

第四章 組織及び機関

(機関)

第14条 組合に次の機関をおく。

- 大会
- 中央委員会
- 執行委員会

会計監査委員会
選挙管理委員会

(大会)

第 15 条 大会は組合の最高議決機関であって、代議員をもって構成する。

- 2 定期大会は、毎年一回執行委員長が招集する。
- 3 執行委員長は次の場合、臨時に大会を招集しなければならない。
 - 一 執行委員会が必要と認めた場合。
 - 二 中央委員会が招集を決議した場合。
 - 三 会計監査委員会が組合財産の状況について招集を要求した場合。
 - 四 組合員の 5 分の 1 以上の要求があった場合。

(代議員)

第 16 条 代議員は、その支部に属する組合員の中から組合員 5 名につき 1 名（端数は 2 捨 3 入）の割合で算出した数を選出する。

(大会の審議事項)

第 17 条 大会は、次の事項を審議し、決定又は承認することができる。

- 一 規約の制定及び改廃の決定並びに組合解散の発議。
- 二 事業の基本方針の決定及び事業報告の承認。
- 三 予算及び決算の承認。
- 四 他の組合、団体との連合、それへの加入及びそれからの脱退の決定。
- 五 専門部会の設置及び改廃の決定。
- 六 執行委員会への処理事項の承認。
- 七 中央委員会への委任事項の承認。
- 八 支部の設置及び改廃の決定。
- 九 組合役員の不信任の決定。
- 十 組合員の除名又は権利停止の決定。
- 十一 その他組合員を拘束する重大な事項の決定。

(大会議案)

第 18 条 大会の議案は、執行委員会が自ら作成し提出するほか、代議員の 5 分の 1 以上の同意によって代議員が作成し、執行委員長を経て提出することができる。

- 2 執行委員長は、大会開催の 1 週間前までに大会開催を通知し、議案を配布しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。
- 3 議案に対する修正案は、大会前日の午後 5 時までに執行委員長へ提出しなければならない。

(大会の運営)

第 19 条 大会は、代議員総数の過半数の出席で成立する。

- 2 大会の議長及び議事録署名人は、出席代議員の互選により選出する。

3 役員は、大会に出席しなければならない。役員は、必要な報告、議案の説明を行い質問に答えなければならないが、議決に参加することはできない。

4 大会の書記及び議事録の作成は、役員が行う。

(大会議案の議決)

第20条 議案は、出席代議員の過半数の賛成で成立する。可否同数の場合は議長が決定する。但し、第17条第一号及び第四号の事項については、大会における議決の後、全組合員が平等に参加する機会を有する直接無記名投票により全組合員の過半数の賛成を得ることによって成立する。

(中央委員会)

第21条 中央委員会は大会につぐ議決機関であって、中央委員をもって構成する。

2 中央委員会は、執行委員長が招集し、年4回以上開催する。但し、執行委員長は中央委員の5分の1以上の要求があった場合は、直ちに招集しなければならない。

(中央委員)

第22条 中央委員は、各支部から次の基準で選出される。

組合員が20名未満の支部	1名
組合員が20名以上40名未満の支部	2名
組合員が40名以上60名未満の支部	3名
組合員が60名以上の支部	4名

2 支部での選出方法は、各支部の規則等の定めるところによる。

3 中央委員の任期は1年とする。

(中央委員会の審議事項)

第23条 中央委員会は、次の事項を審議し、決定又は承認することができる。

- 一 労働協約の締結。
- 二 同盟罷業の発議。
- 三 同盟罷業を除く争議行為の開始の決定。
- 四 大会において委任された事項の決定。
- 五 予算の一割以内における追加予算、更正予算又は暫定予算の決定。
- 六 予備費の支出の承認。
- 七 闘争、救援基金の運用の承認。
- 八 規程及び細則の制定及び改廃の決定。
- 九 選挙管理委員の承認。
- 十 教職員共済大学事業所福井地区支部運営委員の推薦。
- 十一 組合員の戒告の決定。
- 十二 その他執行委員会又は中央委員会が審議することを必要と認めた事項。

(中央委員会の運営)

第24条 中央委員会の議案は執行委員会が提出する。

- 2 中央委員会は、中央委員総数の過半数の出席で成立する。
- 3 中央委員会の議長は、中央委員の互選により選出し、任期を1年とする。
- 4 役員は、中央委員会に出席しなければならない。役員は、必要な報告、議案の説明を行い質問に答えなければならないが、議決に参加することはできない。
- 5 中央委員会の書記及び議事録の作成は、役員が行う。

(中央委員会の議決)

第25条 議案は、出席中央委員の過半数の賛成で成立する。可否同数の場合は議長が決定する。但し、第23条第二号の事項については、中央委員会の議決の後、全組合員が平等に参加する機会を有する直接無記名投票により全組合員の3分の2以上の賛成を得ることを必要とする。

(執行委員会)

第26条 執行委員会は、組合の執行機関であって、執行委員長、副執行委員長、執行委員をもって構成する。

- 2 執行委員会は、大会と中央委員会の決議を執行し、またその他の緊急の事項を処理して、その執行について大会と中央委員会に責任を負う。
- 3 執行委員長は、月2回の定例会議を開催するほか、次の場合に招集しなければならない。
 - 一 執行委員長が必要と認めた場合。
 - 二 執行委員の3分の1以上から要求があった場合。

(執行委員会の成立)

第27条 執行委員会は執行委員会役員の過半数の出席で成立する。

(執行委員会の執行事項)

第28条 執行委員会は、次の事項を審議決定し、執行する。

- 一 大会及び中央委員会の決定に基づく組合の事務執行に必要な事項。
 - 二 大会及び中央委員会に提出する議案の作成。
 - 三 組合内規、外部団体との取り決め、要求書などの作成。
 - 四 組合の日常業務の執行。
 - 五 救援ならびに慰藉に関する事項の執行。
 - 六 その他緊急事項の処理。
- 2 前項第一号、第四号及び第六号に定める事項に関しては、直近に開催される中央委員会に報告し、大会の承認を受けなければならない。

(執行委員会の下におく組織)

第29条 執行委員会の下に書記局をおく。

- 2 書記局は、執行委員長、副執行委員長、書記をもって構成し、次の事務を行う。
 - 一 組合経費の予算の編成、執行、決算書の作成その他会計経理に関すること。
 - 二 組合員名簿に関すること。

- 三 備品・用度の調達、物品の保管、払出し及び事務所の管理その他庶務に関する
こと。
 - 四 各種の会議の準備及び議事録の作成に関すること。
 - 五 その他書記局事務に関すること。
- 3 執行委員会の下に必要に応じて専門部会をおくことがある。専門部会の業務は、
各専門部会について別に定める規程による。
- 4 執行委員会は、必要のあるときは臨時に特別専門委員会を設けることができる。

(会計監査委員会)

第 30 条 会計監査委員会は、会計監査委員をもって構成し、次の業務を行う。

- 一 組合の資産及び会計を年 1 回以上監査し、執行委員会から決算の報告を受け、
その結果を決算報告が行われる大会に報告する。
- 二 組合財産の状況について、執行委員会に対して臨時に大会の召集を要求するこ
とができる。

(選挙管理委員会)

第 31 条 選挙管理委員会は、選挙管理委員をもって構成し、次の業務を行う。

- 一 選挙及び組合員の意向投票の公示に関すること。
- 二 立候補の受理審査及び候補者氏名の発表に関すること。
- 三 投票及び開票の管理に関すること。
- 四 投票の有効無効の判定に関すること。
- 五 その他選挙及び組合員の意向投票の執行に必要な事項。

第五章 役員

(役員)

第 32 条 組合に次の役員をおく。

- 一 執行委員長 1 名
- 二 副執行委員長 1～2 名
- 三 執行委員 6～9 名
- 四 会計監査委員 3 名

- 2 前項の役員は、総数 12 名以上 14 名以下とする。また、前項第一号から第三号の
役員のうち少なくとも 1 名は女性とすることが望ましい。

(役員の仕事)

第 33 条 執行委員長は、組合を代表し、執行委員会の議決に基づき組合業務を執行し統括
する。但し緊急やむを得ずとった措置については、直近に開催される執行委員会
の承認を受けなければならない。

- 2 副執行委員長は、以下の仕事を行う。

- 一 執行委員長を補佐し、執行委員長に事故のあるときはその職務を代行する。
- 二 この組合の庶務及び会計に関する事務を行い、組合の証印を管理する。

3 執行委員は、執行委員会を組織し、執行委員会の議決により組合の各種業務及び事務を分担する。

4 会計監査委員は、会計監査委員会を組織し、その業務を分担する。

(役員を選出)

第34条 第32条の役員は、全組合員の直接無記名投票によって選出される。

2 役員は、大会代議員及び中央委員を兼ねることはできない。

3 役員選挙は、別に定める「役員選挙規程」による。

(役員の任期)

第35条 役員の任期は9月1日より1ヵ年とする。但し、再任を妨げない。

2 役員に欠員が生じたとき、又は執行委員会が必要と認めるときは第32条に定める範囲で補充又は追加ができるものとする。但し、その任期は第1項の残任期間とする。

3 役員は、任期満了後でも、後任者が就任するまでは引き続きその職務を行う。

4 役員は、大会で不信任を受けた場合は直ちに辞任しなければならない。

(組合職員)

第36条 執行委員会に書記などの組合職員を置くことができる。

2 組合職員は、執行委員長の指示により業務に従事する。

3 組合職員の採用、人事、職務、給与その他必要な事項については、中央委員会の議を経て執行委員会が決定する。

4 書記の勤務時間、職務内容等は、別に定める「書記規程」による。

第六章 争議行為

(闘争委員会)

第37条 組合が争議行為に入ることを決定したときは、執行委員会内に闘争委員会を設ける。

2 闘争委員会は、執行委員長を委員長、副執行委員長を事務長に、執行委員を含む組合員を闘争委員にあて、これをもって構成する。

第七章 会計

(経費)

第38条 組合の経費は、組合費、寄付金及びその他の収入をもってあてる。但し、寄付金を受けるときは執行委員会の承認を要する。

2 組合は、相互扶助、福利厚生及び闘争・救援のために基金を設けることができる。

3 会計の手続きは、別に定める「会計規程」による。

(組合費)

第39条 組合費は、毎月本給の千分の9（ただし10円未満は切り捨てる）に相当する金額とする。

ただし、組合員の給与ベースの変更が遡ってあった場合に、その差額分からの

徴収又は差額分の返還は行わない。

- 2 前項にかかわらず、組合員が非常勤職員である場合はその組合費を固定月額とし、契約職員 800 円、パート職員 500 円とする。

(会計年度及び予算・決算)

第 40 条 会計年度は毎年 9 月 1 日より始まり、翌年 8 月 31 日に終わる。

- 2 予算は執行委員会で編成され、定期大会の議案として提出される。また決算は必ず定期大会で報告し、承認を受けねばならない。

- 3 決算報告は、組合に委嘱された職業的資格のある監査人により正確であることの証明を受ける。

第八章 解散

(解散)

第 41 条 組合を解散しようとする場合は、全組合員が平等に参加する権利を有する直接無記名投票による全組合員の 3 分の 2 以上の賛成を必要とする。

第九章 雑則

(規程・細則)

第 42 条 この規約の実施に必要な規程または細則は、別に定める。

(附則)

第 43 条 この規約は 2012 年 10 月 25 日より施行する。